

個別注記表

自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日

株式会社 JAL ナビア

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品・・・・・・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

貯蔵品・・・・・・・・最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物および平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）にわたり均等償却しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）にわたり均等償却しております。

4. 収益及び費用の計算基準

① 収益の計上基準

役務提供収入・・・・・・・・役務提供基準

旅行業務収入・・・・・・・・出発日基準

物品売上・・・・・・・・販売日基準

② 売上原価及び費用の計上基準

役務提供原価・・・・・・・・役務提供基準

旅行業務商品仕入・・・・・出発日基準

物品仕入・・・・・・・・検収日基準

費用については、発生主義により認識計上しております。

5. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 資産除去債務に関する会計基準の適用

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復にかかる債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期限が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

II.株主資本等変動計算書に関する注記

1.発行済み株式に関する事項

当事業年度末における発行済み株式の数・・・1,000株

2.配当に関する事項

①配当金支払額

平成29年6月23日開催の第29回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	344,095千円
1株当たりの配当額	344,094円43銭
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月24日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成30年6月25日開催の第30回定時株主総会決議において次の通り

付議いたします。

配当金の総額	754,300千円
1株当たりの配当額	754,299円71銭
配当の原資	利益剰余金
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月26日